

2012 年 10 月 1 日

各 位

本店所在地 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
会社名 ソフトバンク株式会社
(コード番号 9984 東証第一部)
代表者 代表取締役社長 孫 正義
問い合わせ先：IR 室長 大久保 隆
(TEL 03-6889-2000)

本店所在地 東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 1 号
会社名 イー・アクセス株式会社
(コード番号 9427 東証第一部)
代表者 代表取締役会長 千本 倖生
問い合わせ先：
執行役員広報・CSR 室長 飯田 さやか
(TEL 03-3588-7200)

ソフトバンク株式会社による株式交換を通じての
イー・アクセス株式会社の完全子会社化に関するお知らせ
兼
ソフトバンクモバイル株式会社と
イー・アクセス株式会社の業務提携のお知らせ

ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」）とイー・アクセス株式会社（以下「イー・アクセス」）は、本日、ソフトバンクを株式交換完全親会社、イー・アクセスを株式交換完全子会社とする株式交換契約（以下「本件契約」）を締結しましたので、お知らせいたします。

なお、ソフトバンクとイー・アクセスとの株式交換（以下「本件株式交換」）が株主総会の承認等を得て実施される場合、本件株式交換の効力発生日に先立つ 2013 年 2 月下旬に、イー・アクセスの普通株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）において上場廃止となる見込です。但し、ソフトバンク及びイー・アクセスの合意により本件株式交換の効力発生日が変更される場合には、イー・アクセスの普通株式の上場廃止日も変更される予定です。

また、ソフトバンクの連結子会社であるソフトバンクモバイル株式会社（以下「ソフトバンクモバイル」）とイー・アクセスは、業務提携基本合意書を締結しましたのでお知らせ

いたします。

記

1. 本件株式交換（完全子会社化）の目的

イー・アクセスをソフトバンクの完全子会社にすることで、相互の経営資源を迅速かつ効率的に活用できる体制を築くことができ、モバイルブロードバンドの普及を一段と加速させていくことが可能になると考えています。

なお、本件株式交換後も、イー・アクセスの「イー・モバイル」ブランドでのモバイル事業は継続する予定であり、モバイル事業と固定通信事業を含めたイー・アクセスの事業の基本方針の変更は現時点で予定しておりません。

2. イー・アクセスの完全子会社化による効果

（1）移動体通信サービスのネットワークの相互活用

ソフトバンクの連結子会社であるソフトバンクモバイルとイー・アクセスは、移動体通信サービスのネットワークを相互に活用していきます。ソフトバンクモバイルは、イー・アクセスに対し、900MHz 帯（3GPP オペレーティングバンドにおける Band8）及び 2.1GHz 帯（3GPP オペレーティングバンドにおける Band1）のネットワークを提供します。これにより、イー・アクセスは音声及びデータ通信サービスをより広範囲に提供することが可能になります。一方、イー・アクセスは、ソフトバンクモバイルに対し、データ通信サービス用に 1.7GHz 帯（3GPP オペレーティングバンドにおける Band3）の FDD-LTE 方式のネットワークを提供します。これにより、ソフトバンクモバイルは、2.1GHz 帯と 1.7GHz 帯の両方で FDD-LTE サービスを提供することが可能になります。

（2）基地局ロケーションの効率的運用についての相互協力

ソフトバンクモバイル及びイー・アクセスは、相互に提供するネットワークに係る基地局のロケーションについて協議し、効率性の観点からロケーションの共用化や基地局の新設、移転等を行います。これにより短期間でのカバレッジエリアの拡大、設備投資額及びランニングコストの削減が可能になります。

（3）シナジーの創出

①営業力の強化

ソフトバンクモバイルの取扱店は約 7,000 店（2012 年 8 月末現在）、イー・アクセスの取扱店は約 2,000 店（2012 年 8 月末現在）あります。ソフトバンクモバイル及びイー・アクセスは、それぞれの取扱店で相互のサービス・商品を積極的に販売していきます。また、ソフトバンクグループで法人営業を担うソフトバンクテレコム株式会社がイー・アクセス（「イー・モバイル」ブランド）のサービス・商品も販売します。移動体通信サービスのネ

ットワークの相互活用によって双方のサービスの競争力が向上することに加えて、こうした取り組みにより営業力の強化を図り、顧客基盤を一層拡大させていきます。

②携帯端末の調達単価の低減

上記の営業力の強化により携帯端末の販売台数の増加が見込まれます。調達台数の増加や共同調達等によるボリュームメリットを通じて、携帯端末の調達単価の低減も見込まれます。

③バックボーンネットワークの共用

イー・アクセスの移動体通信サービス及び ADSL サービスのバックボーンと、ソフトバンクグループのバックボーンを共用し、コスト低減を図ります。

3. 本件株式交換の要旨

(1) 株式交換の日程

2012 年 9 月 28 日	取締役会承認決議（ソフトバンク）
2012 年 10 月 1 日	取締役会承認決議（イー・アクセス）
2012 年 10 月 1 日	本件契約締結（ソフトバンク、イー・アクセス）
2013 年 2 月 22 日（予定）	最終売買日（イー・アクセス）
2013 年 2 月 25 日（予定）	上場廃止日（イー・アクセス）
2013 年 2 月 28 日（予定）	本件株式交換の効力発生日

なお、本件株式交換は、ソフトバンクについては会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により同社の株主総会の承認を受けないで行われる予定であり、イー・アクセスについては株主総会（2013 年 1 月頃を目処として臨時株主総会を開催予定）の承認を得る必要があります。本件株式交換の具体的な日程につきましては、決定次第速やかにお知らせいたします。

上記日程はソフトバンク及びイー・アクセスの合意により変更されることがあります。

（注 1）本件株式交換は、①イー・アクセスの株主総会による承認が得られること、②仮に、ソフトバンクの株主総会による承認が必要とされる場合には、かかる承認が得られること、③日本の独占禁止法による届出手続の完了（公正取引委員会から、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知又は緊急停止命令の申立を受けておらず、かつ同法に基づく措置期間が経過していることを含む。）、並びに④海外の競争法による事前届出等の手続が要求される場合における当該手続の完了を、その実行の条件とします。

(2) 本件株式交換の方式

ソフトバンクが株式交換完全親会社、イー・アクセスが株式交換完全子会社となる株式交換により行います。

(3) 本件株式交換に係る割当ての内容

ソフトバンクは、本件株式交換に際して、本件株式交換によりソフトバンクがイー・アクセスの発行済株式の全部を取得する時点の直前時におけるイー・アクセスの株主（但し、ソフトバンクを除く。）に対して、その所有するイー・アクセスの普通株式に代わり、その所有するイー・アクセスの普通株式数の合計に本件交換比率（以下に定義します。）を乗じた数のソフトバンクの普通株式を、交付します。但し、会社法第 785 条の規定に基づき、その保有する株式の買取りの請求をしたイー・アクセスの株主については、当該株主に代えて、イー・アクセスに対し、ソフトバンクの普通株式を割り当て交付するものとし、また、本件株式交換に際してイー・アクセスの各株主に対して割り当てるべきソフトバンクの普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、ソフトバンクは、当該株主に対し、会社法第 234 条の規定に従い金銭（但し、1 円未満の端数は切り上げる。）を交付します。

本件交換比率は、イー・アクセスの普通株式の評価額を 1 株 52,000 円とし、これを本契約締結日前日までの 3 ヶ月間の株式会社東京証券取引所におけるソフトバンクの普通株式の普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数はこれを切り上げるものとする。）である 1 株 3,108 円（以下「本件基準価格」）で除した数である 16.74（以下「本件交換比率」）とします。但し、本契約締結日後（同日を含まない。）の 10 取引日間の株式会社東京証券取引所におけるソフトバンクの普通株式の普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数はこれを切り上げるものとし、以下「公表後基準価格」）が、本件基準価格の 85%未満である場合には、本件交換比率は、52,000 円を公表後基準価格で除した数（小数点第 2 位未満は切り上げるものとする。）に調整されるものとします。

ソフトバンクが本件株式交換により交付するソフトバンクの普通株式は、基本的には新規に発行することを予定しておりますが、ソフトバンクがその時点で保有する自己株式の一部を交付する可能性もあります。本件株式交換により交付するソフトバンクの普通株式数については、上記の本件交換比率の調整及びイー・アクセスが発行する新株予約権又は新株予約権付社債の保有者による当該新株予約権又は新株予約権付社債の行使等の理由により今後変更される可能性があり、現時点では確定しておりません。

（注 1）単元未満株式の取り扱い

本件株式交換に伴い、ソフトバンクの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様については、ソフトバンクの株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第 192 条の規定に基づき、ソフトバンクの単元未満株式を保有する株主が、ソフトバンクに対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

（注 2）1 株に満たない端数の処理

本件株式交換に際してイー・アクセスの株主の皆様（但し、ソフトバンクを除きま

す。) に対して割り当てるべきソフトバンクの普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、ソフトバンクは、当該株主の皆様に対し、会社法第 234 条の規定に従い、1 株に満たない端数部分に応じた金額（但し、1 円未満の端数は切り上げる。）の金銭をお支払い致します。

(4) 本件株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

イー・アクセスが発行している新株予約権の取扱いについては、本件契約において以下のとおりとしております。

ソフトバンクは、本件株式交換に際して、その効力が生ずる直前時において残存している未行使のイー・アクセスの発行する新株予約権（但し、2016 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は除きます。）の新株予約権者に対し、本件交換比率を勘案の上、イー・アクセスが本件株式交換実行の直前に公正価額で現金で当該新株予約権を買い取る場合と同様の経済的価値を有する当該新株予約権に代わるソフトバンクの発行する新株予約権を交付します。

イー・アクセスは、本件株式交換のために必要となるイー・アクセスの株主総会で本件株式交換契約の承認が得られた場合、イー・アクセスが発行した 2016 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債のすべてを、その発行要項の規定に従い、本件株式交換の効力発生日までの日を償還日として、繰上償還し、ソフトバンクは、かかる繰上償還のための資金調達に関し協力します。

4. 本件株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎等

本件交換比率は、上記 3. (3) のとおりです。

ソフトバンクは、上記 2. のとおり、ソフトバンクの連結子会社であるソフトバンクモバイルを通じて、イー・アクセスと業務提携を行うことにより、イー・アクセスが保有する移動体通信サービスのネットワークを活用すること、基地局の効率的な運用を行うことにより、営業力の強化による顧客基盤の拡大、携帯端末の調達単価の低減及びバックボーンネットワークの共用によるコスト低減といったシナジーを創出することができるものと考えております。

イー・アクセスは、今回の株式交換を機として、上記 2. のとおり、ソフトバンクの子会社であるソフトバンクモバイルと業務提携を行うことにより、ソフトバンクモバイルが所有する 900MHz 帯及び 2.1GHz 帯のネットワークを活用し、商品力の強化が可能となり、同時に、イー・アクセスの 1.7GHz 帯の FDD-LTE 方式のネットワークをソフトバンクモバイルに提供することにより、安定的収益を確保することが可能になると考えております。これにより、イー・アクセス株主にとっては、企業価値をより一層高めることが可能になります。本件株式交換によりイー・アクセスの株式は上場廃止と

なりますが、イー・アクセス株主は、イー・アクセス株式に代わり、ソフトバンク株式の交付を受けることとなりますので、かかる業務提携の効果を織り込んだ企業価値を体现する株式を保有することになり、イー・アクセス株主にとり本件業務提携効果を受ける形で投資を継続することが可能になります。

2012年9月28日現在のイー・アクセスの普通株式の株価（終値）は15,070円です。ソフトバンクとイー・アクセスは、イー・アクセスの現在の株価と、イー・アクセスが保有する①移動体通信サービスのネットワーク、②顧客基盤、及び③ソフトバンクモバイルとの間で創出が見込まれるシナジー等を総合的に勘案し、両社協議の上、イー・アクセスの普通株式の評価額を決定しました。

イー・アクセスのモバイルサービス累計契約数は420万件（2012年8月末現在）に上ります。ソフトバンクモバイルのモバイルサービス累計契約数は3,014万件（2012年8月末現在）に上ります。

ソフトバンク及びイー・アクセスは、本件株式交換の株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれが独立した財務アドバイザーに株式交換比率に関する財務分析を依頼し、ソフトバンクは、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」）及び株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス・コンサルティング」）を起用いたしました。また、イー・アクセスは、ゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス」）を起用いたしました。これらの財務アドバイザーによる株式交換契約に定める株式交換比率に関する財務分析の概要については、別紙1「株式交換比率に関する各財務アドバイザーの分析概要」をご参照ください。

（2）算定の経緯

ソフトバンクは、みずほ証券及びブルータス・コンサルティングによる株式交換比率に関する財務分析の結果を参考に、イー・アクセスは、ゴールドマン・サックスによる株式交換比率に関する財務分析の結果を参考に、それぞれ各社の財務の状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、本日、最終的に本紙の3.（3）「本件株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

（3）財務アドバイザーとの関係

ソフトバンクの財務アドバイザーであるみずほ証券及びブルータス・コンサルティングは、いずれもソフトバンクから独立しており、関係当事者には該当せず、本件株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。ゴールドマン・サックスの関連会社は、イー・アクセス株式を1,057,168株（発行済イー・アクセス株式の約30.5パーセントを表徴します。）保有し、ゴールドマン・サックスの役員1名はイー・アクセスの

取締役であり、またゴールドマン・サックス又はその関連会社の役員 1 名はソフトバンクの取締役です。なお、ゴールドマン・サックスは財務アドバイザー - チームが、イー・アクセス株式を保有するゴールドマン・サックスの関係会社より独立して行為できるように、情報隔壁を設営しました。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本件株式交換により、その効力発生日をもって、イー・アクセスはソフトバンクの完全子会社となる予定です（なお、本件株式交換の具体的な日程につきましては、決定次第速やかにお知らせいたします。）。

イー・アクセスはその株式を東京証券取引所市場第一部に上場していますが、本件株式交換によりイー・アクセスの株式は東京証券取引所の有価証券上場規程に従い、所定の手続を経て、上場廃止となる見込みです。上場廃止後は東京証券取引所市場において、イー・アクセスの株式を取引することはできません。

なお、イー・アクセスの普通株式が上場廃止となった後も、本件株式交換によりイー・アクセスの株主の皆様には割り当てられるソフトバンクの普通株式は、東京証券取引所に上場されており、本件株式交換後も取引所市場での取引が可能であることから、本件株式交換によりソフトバンクの単元株式数である 100 株以上のソフトバンクの普通株式の割当交付を受ける株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

本件株式交換によりソフトバンクの単元株式数である 100 株に満たないソフトバンクの普通株式の割当交付を受ける株主の皆様においては、これらの単元未満株式を東京証券取引所においても売却することはできませんが、ご希望により単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記 3. (3)

(注 1) をご参照ください。また、本件株式交換に伴い割当てを受けるべきソフトバンクの普通株式に 1 株に満たない端数が生じる場合の取扱いの詳細については、上記 3. (3) (注 2) をご参照ください。

(5) 公正性を担保するための措置

ソフトバンクは、上記の株式交換比率に関する財務分析の結果の受領に加え、2012 年 10 月 1 日付にて、みずほ証券から別紙 1 記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式交換比率がソフトバンクにとって財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。また、イー・アクセスは、上述の株式交換比率に関する財務分析の結果の受領に加え、2012 年 10 月 1 日付にて、ゴールドマン・サックスから別紙 1 記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式交換比率がイー・アクセスの株主（ソフトバンク及びその関連会社を除く。）にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（いわゆる

「フェアネス・オピニオン」)を取得しています。また、イー・アクセスは、UBS 証券株式会社からも、一定の前提条件のもとに、合意された株式交換比率がイー・アクセスの株主（ソフトバンク及びその関連会社を除く。）にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

また、法務アドバイザーとして、ソフトバンクは森・濱田松本法律事務所を、イー・アクセスはアンダーソン・毛利・友常法律事務所及び長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選任し、本件株式交換の適切な手続及び意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。

(6) 利益相反を回避するための措置

両社は、本件株式交換を行うことを決議した 2012 年 10 月 1 日時点において、相互に役員を派遣する等の人的関係を有しておりません。したがって、ソフトバンクとイー・アクセスとの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

なお、イー・アクセスの取締役のうち、千本倖生氏及びエリック・ガン氏は本件株式交換契約の締結に関し、イー・アクセス株主一般との関係において特別利害関係を有するおそれがあるため、本件株式交換契約締結に係るイー・アクセスの取締役会の審議及び決議に参加しておりません。

5. 本件株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	ソフトバンク株式会社	イー・アクセス株式会社
(2) 所在地	東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号	東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 孫 正義	代表取締役会長 千本 倖生
(4) 事業内容	純粋持ち株会社	ブロードバンド IP 通信サービス
(5) 資本金	2,137 億 97 百万円	185 億円
(6) 設立年月日	1981 年 9 月 3 日	1999 年 11 月 1 日
(7) 発行済株式数	1,107,728,781 株	3,465,180 株
(8) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 従業員数 (2012年3月31日現在)	(連結) 22,710 名 (単体) 175 名	(連結) — (単体) 1,196 名
(10) 主要取引先	アップル、エリクソン、シャ	Huawei Technologies Japan

	ープ			K.K、エリクソン・ジャパン株式会社		
(11) 主要取引銀行	みずほコーポレート銀行			みずほ銀行		
(12) 大株主及び 持株比率 (2012年3月31日現在)	孫 正義 20.92% 日本トラスティ・サービス信託銀行 8.97% ジェーピー モルガン チェース バンク 380055 5.55% 日本マスタートラスト信託銀行 4.21% ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 2.86% 資産管理サービス信託銀行 2.02%			ジーエス・ティーケー・ホールディングス・スリー合同会社 25.30% エムエルピーエフエス カストディー アカウント 6.09% ジーエス・ティーケー・ホールディングス・ワン合同会社 4.56% ノムラ インターナショナル ホンコン リミテッド (F5-108) 3.21% ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 3.01%		
(13) 当事会社間の 関係等	資本関係		なし			
	人的関係		なし			
	取引関係		ソフトバンクモバイルが MVNO(仮想移動体通信事業者)として、イー・アクセスの高速データ通信ネットワークを利用しています。			
	関連当事者への該当状況		なし			
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態						
	ソフトバンク株式会社 (連結)			イー・アクセス株式会社		
決算期	2010 年 3 月期	2011 年 3 月期	2012 年 3 月期	2010 年 3 月期 (連結)	2011 年 3 月期 (注)	2012 年 3 月期 (単体)
売上高	2,763,406	3,004,640	3,202,435	83,067	181,541	204,743
EBITDA	787,630	930,729	1,013,716	26,555	58,249	62,504
営業利益	465,871	629,163	675,283	19,151	14,967	24,441
経常利益	340,997	520,414	573,651	10,828	5,088	12,184
当期純利益	96,716	189,712	313,752	4,148	14,565	15,156

純資産額	963,971	879,618	1,435,640	13,155	—	86,371
総資産額	4,462,875	4,655,725	4,899,705	86,864	—	352,312
1株当たり 純資産（円）	434.74	572.14	852.69	6,981.37	—	24,190.80
1株当たり 当期純利益 （円）	89.39	175.28	285.78	2,762.06	4,765.51	4,320.98
1株当たり 配当金（円） （普通株式）	5.00	5.00	40.00	2,400	2,400	800

（単位：百万円（1株当たり純資産、1株当たり当期純利益及び1株当たり配当金を除く。））

（注）イー・アクセスは、2010年7月1日を効力発生日として、持分法適用関連会社であったイー・モバイル株式会社を完全子会社とする株式交換を行い、その後2011年3月31日付で連結子会社のイー・モバイル株式会社を吸収合併したため、2011年3月期末において連結子会社が存在せず、2011年3月期末の連結貸借対照表を作成しておりません。従って2011年3月期の「純資産」「総資産」及び「1株当たり純資産額」を記載しておりません。また2011年3月期の連結決算は、イー・モバイル株式会社の2010年4月1日から2011年3月30日の業績に、イー・アクセスの9ヶ月分（2010年7月1日から2011年3月31日）の業績を連結した金額を記載しております。

6. 本件株式交換後の状況

	完全親会社
(1) 名称	ソフトバンク株式会社
(2) 所在地	東京都港区東新橋一丁目9番1号
(3) 代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 孫 正義
(4) 事業内容	純粋持ち株会社
(5) 資本金	現時点では確定しておりません。
(6) 決算期	3月31日
(7) 純資産	現時点では確定しておりません。
(8) 総資産	現時点では確定しておりません。

7. 会計処理の概要

本件株式交換に伴う会計処理は、企業結合に関する会計基準における取得の会計処理を適用する見込みです。これに伴いのれんの発生が見込まれますが、その金額は現時点では

確定しておりません。

8. 今後の見通し

本件株式交換による業績等への影響を含め、本件株式交換の具体的な日程につきましては決定次第お知らせいたします。

9. 業務提携

ソフトバンクの子会社であるソフトバンクモバイル、及びイー・アクセスは、本日、業務提携基本合意書を締結しました。ソフトバンクモバイルはイー・アクセスに対し、900MHz 帯及び 2.1GHz 帯のネットワークを提供し、イー・アクセスはソフトバンクモバイルに対し、1.7GHz 帯の FDD-LTE ネットワークを提供します。ネットワークの利用料金等については、今後両社別途協議の上決定する予定であり、両社の業績に与える影響は未定です。

(参考) 当期業績予想及び前期実績

(1) ソフトバンク (連結)

(百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (2013 年 3 月期)	—	—	—	—
前期実績 (2012 年 3 月期)	3,202,435	675,283	573,651	313,752

ソフトバンクグループは、2013 年 3 月期も引き続き、移動体通信事業におけるネットワークの増強と顧客の獲得に主眼を置いて取り組んでいきます。これに伴い費用が増加するものの、順調に顧客が増加し続けていることから、売上高と営業利益は 2012 年 3 月期を上回り、営業利益は 7,000 億円を確実に上回ると見込んでいます。

(2) イー・アクセス (単体)

(百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (2013 年 3 月期)	250,000	26,000	15,000	13,500
前期実績 (2012 年 3 月期)	204,743	24,441	12,184	15,156

以上

*****本件に関する報道関係のお問い合わせ先*****

ソフトバンク株式会社 広報室 03-6889-2300

イー・アクセス株式会社 広報・CSR 室 03-3588-7200

株式交換比率に関する各財務アドバイザーの分析概要

1. ソフトバンクの各財務アドバイザーによる分析概要

(1) みずほ証券

みずほ証券は、ソフトバンクについては、ソフトバンク株式が金融商品取引所に上場しており、時価総額が大きく取引市場での流動性も高いことから、主として市場株価基準法（2012年9月28日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるソフトバンク株式の、算定基準日における終値、並びに算定基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各取引日における終値平均値を算定の基礎としています。）を採用して算定を行いました。イー・アクセスについては、イー・アクセス株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法（2012年9月28日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるイー・アクセス株式の、算定基準日における終値、並びに算定基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各取引日における終値平均値を算定の基礎としています。）を、また比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」）を、それぞれ採用して算定を行っております。

DCF 法による算定において前提としたイー・アクセスの将来の利益計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度を含んでおりますが、これは主として、営業力強化による販売数量増及びバックボーンネットワークの共用等による増益を見込んでいるためです。

イー・アクセス株式 1 株に対するソフトバンク株式の割当株式数のレンジは以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	4.72～5.27
類似企業比較法	2.57～6.65
DCF 法	15.55～22.71

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、ソフトバンクから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価または査定を行っておりません。みずほ証券の株式交換比率算定は、2012年9月28日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、現時点で得られる最善

の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

(2) プルータス・コンサルティング

プルータス・コンサルティングは、両社普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価法による算定を行うとともに、イー・アクセスについて類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」）による算定を行いました。ソフトバンクの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法における株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	4.583～5.335
類似会社比較法	2.728～6.134
DCF 法	13.502～19.072

なお、市場株価基準法では、2012 年 9 月 30 日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における、算定基準日から遡る 1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の株価終値平均を採用いたしました。

プルータス・コンサルティングは、上記株式交換比率の算定に際し、ソフトバンクから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、イー・アクセスの財務予測に関する情報については、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。プルータス・コンサルティングの算定は、2012 年 9 月 30 日までの上記情報を反映したものであります。

なお、プルータス・コンサルティングが DCF 法による算定の前提としたイー・アクセスの利益計画は大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは主として、営業力強化による販売数量増及びバックボーンネットワークの共用等による増益を見込んでいるためです。

2. イー・アクセスの財務アドバイザーによる分析概要

ゴールドマン・サックスは、4.(5)「公正性を担保するための措置」記載の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）の作成過程において、市場株価法、類似会社比較法、並びに公開情報及びゴールドマン・サックスが利用することをイー・アクセスの経営陣が了承したイー・アクセス経営陣作成によるイー・アクセスの業績見込及び様々な永久成長率及びマルチプルに基づくDCF法による算定を行っております。各手法における算定結果は以下の通りです。下記の株式交換比率のレンジは、イー・アクセス普通株式（以下「イー・アクセス株式」）1株と交換に発行されるソフトバンク普通株式（以下「ソフトバンク株式」）数に関するものです。なお、市場株価分析については、2012年9月28日を基準日とし、基準日から遡る52週間のイー・アクセス株式の終値の高値及び安値を参照しております。また、DCF法による分析に用いたイー・アクセスの業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。類似会社比較法において比較対象とした会社は、いずれもイー・アクセスと直接的な比較対象となるものではありません。

ゴールドマン・サックスは、イー・アクセスの取締役会が本件株式交換を検討するにあたり、情報を提供し、支援する目的のために財務アドバイザーを務め、意見書を提供しており、当該意見書は、本件株式交換その他一切の事項に関するイー・アクセス株主の議決権行使について推奨を構成するものではありません。ゴールドマン・サックスは、イー・アクセス又はイー・アクセスの取締役会に対して特定の株式交換比率を推奨したことはなく、また、特定の株式交換比率を唯一適切なものとして推奨したこともありません。意見書はゴールドマン・サックス及びその関連会社のフェアネス・コミッティーで承認されています。分析に関する説明の前提条件、手続、考慮事項及び制約事項の詳細については、下記の（注1）をご参照ください。

手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価分析	3.92 ～ 7.07
類似会社比較法	0.22 ～ 16.87
DCF法（永久成長率法）	6.42 ～ 15.60
DCF法（マルチプル法）	7.10 ～ 18.01

また、ゴールドマン・サックスは、増大・希薄化分析も実施しております。ゴールドマン・サックスは、意見書作成にあたって当該分析を全体として考慮し、当該分析において考慮された要素又は分析を特段重視することはしていません。ゴールドマン・サックスの財務分析及び意見書は、必然的に、2012年10月1日に存在した経済環境、金融環境、市場環境その他の状況、及び当該日にゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その意見書又は財務分析を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものでは

ありません。ゴールドマン・サックスは、イー・アクセスの同意を得て、イー・アクセスに関する一定の内部財務分析及び見込が、現在利用可能なイー・アクセス経営陣の最善な評価及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、別途明記されている場合を除き、ゴールドマン・サックスがその財務分析において使用した定量的情報のうち市場データに基づくものは、2012年9月28日以前の市場データに基づいており、必ずしも現在の市場の状況を示すものではありません。

(注1)

ゴールドマン・サックス及びその関連会社（総称して、以下本注において「ゴールドマン・サックス」）は、様々な個人及び法人顧客のために、商業銀行及び投資銀行及び財務アドバイザー・サービス、マーケット・メイキング及び取引、リサーチ及び資産運用（パブリック及びプライベート投資）、自己勘定投資、フィナンシャル・プランニング、給付に関する助言、リスク管理、ヘッジ取引、資金調達、仲介業務その他の金融及び非金融業務及びサービスに従事しています。ゴールドマン・サックス及びその投資する又は共同投資するファンドその他の法人は、イー・アクセス、ソフトバンク、それらの関係会社及び第三者の有価証券、デリバティブ、ローン、コモディティ、通貨、クレジット・デフォルト・スワップその他の金融商品、又は本株式交換に関連するいずれかの通貨又はコモディティにつき、ゴールドマン・サックス又は顧客の勘定でいつでも買い持ち又は売り持ちのポジション又は投資を購入、売却、保有又は議決権行使することがあります。ゴールドマン・サックスは、本件株式交換に関しイー・アクセスの財務アドバイザーを務め、本件株式交換に至る交渉に一定の関与を有しました。ゴールドマン・サックスは、本件株式交換に関するそのサービスに対して報酬を受領する予定であるほか（その報酬の主要な部分は本件株式交換の完了を条件としています。）、イー・アクセスは、ゴールドマン・サックスが財務アドバイザーを務めることに起因する費用を填補すること及び一定の債務に対して補償することに同意しています。

ゴールドマン・サックスは、イー・アクセス及びその関連会社に対し、2011年3月にイー・アクセスの100%子会社であるイー・モバイルの178,800,000,000円シニア・クレジット・ファシリティのリファイナンスに関してストラクチャリング・エージェントを務め、また2011年3月にイー・アクセスの2018年償還の8.25パーセント・シニア社債（元本総額420,000,000ドル）及び2018年償還の8.375パーセント・シニア社債（元本総額200,000,000ユーロ）の募集について共同マネージャーを務めたことを含め、随時投資銀行サービスを提供し、ゴールドマン・サックスの投資銀行部門は報酬を受領しており又は受領する可能性があります。ゴールドマン・サックスは、ソフトバンク及びその関連会社に対し、随時投資銀行サービスを提供しています。ゴールドマン・サックスは、イー・アクセス、ソフトバンク及びそれらの関連会社に対して、今後投資銀行業務を提供する可能性があり、ゴールドマン・サックス及びその関連会社の投資銀行部門はそれらに対する報酬を受領する可能性があります。さらに、ゴールドマン・サックスの関連会社は、イー・アクセス株式を1,057,168株（発行済イー・アクセス株式の約30.5パーセントを表象します。）保有し、ゴールドマン・サックスの役員1名はイー・アクセスの取締役であり、ゴールドマン・サックスの役員1名はソフトバンクの取締役です。

その意見書に関連し、ゴールドマン・サックスは、本株式交換契約、イー・アクセス及びソフトバンクそれぞれの2012年3月31日に終了した5事業年度の有価証券報告書及び株主向けアニュアルレポート、イー・アクセス及びソフトバンクそれぞれの株主向けの一定の期中報告及び第二四半期報告書、その他のイー・アクセス及びソフトバンクの株主に対する一定のコミュニケーション、ゴールドマン・サックスが利用することに関するイー・アクセスの承認に応じて、ソフトバンクに関して公になっている一定のリサーチアナリストの報告書（以下「ソフトバンク・アナリスト報告書」）、イー・アクセスに関して公になっている一定のリサーチアナリストの報告書、並びに利用することに関するイー・アクセスの承諾に応じて、イー・アクセスの経営陣が作成したイー・アクセスに関する社内分析及び見込（以下「本業績見込」）について検討しました。ゴールドマン・サックスは、イー・アクセスの経営幹部との間で、本件株式交換の戦略的合理性及び潜在的利点並びにイー・アクセスの過去及び現在の事業、財務状況及び将来見込に関する経営幹部の評価について協議し、ソフトバンクの経営幹部との間で、ソフトバンクの現在の事業、財務状況及び将来見込に関する経営幹部の評価並びにソフトバンク・アナリスト報告書について協議し、イー・アクセス株式及びソフトバンク株式の市場価格及び取引状況を検討し、イー・アクセス及びソフトバンクに関する一定の財務及び株式市場の情報を株式が上場されている一定の他の会社の類似した情報と比較し、携帯及び固定電話サービス業界その他の業界における近時の事業統合の財務条件を検討し、ゴールドマン・サックスが適切と思料したその他の調査と分析を実施し、その他の要因を考慮しました

意見書提供の目的において、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスと協議され、又はゴールドマン・サックスが検討した財務、法務、規制、税務、会計その他に関するあらゆる情報の正確性及び完全性について、イー・アクセスの同意を得て、何ら独自の検証を行う責任を負うことなく、これに依拠し、またこれを前提としております。かかる点に関連し、ゴールドマン・サックスは、イー・アクセスの同意を得て、本業績見込が、現在利用可能なイー・アクセス経営陣の最善な評価及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としています。ゴールドマン・サックスは、イー・アクセス若しくはソフトバンク又はそれらの子会社の資産及び負債（偶発的なもの、派生的なもの又は貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。）について独自の評価又は鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。ゴールドマン・サックスは、本件株式交換を完了するために必要な全ての政府、監督機関その他の許認可が、イー・アクセス若しくはソフトバンク、又は本件株式交換から期待される利益に対して、ゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような悪影響を何ら与えることなく得られることを前提としています。ゴールドマン・サックスは、本件株式交換が、本件契約に規定された条項に基づいて実行され、かかる条項に関してゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような影響を有する放棄又は修正がないことを前提としています。

ゴールドマン・サックスの意見書は、本件株式交換を行うことに関するイー・アクセスの経営上の意思決定又はイー・アクセスがとりうる他の戦略的手段と比較した場合における本件株式交換の利点について見解を述べるものではなく、いかなる法律、規制、税務、会計上の見解を示すものでもありません。ゴールドマン・サックスの意見書は、本件契約に従った本件交換比率が同意見書の日付において財務的見地から

イー・アクセス株式の保有者（ソフトバンク及びその関連会社を除く。）にとって妥当性であることのみを述べています。本件契約若しくは本件株式交換のその他の条件若しくは事象又は本件契約で企図された又は本件株式交換に関連して締結若しくは修正されるいかなる契約若しくは法的文書のいかなる条件若しくは事象（イー・アクセスの普通株式以外の有価証券の保有者、債権者その他のイー・アクセスの利害関係者にとっての本件株式交換の又は本件株式交換に関連して受領する対価の妥当性を含みます。）についても、また本件契約に基づく本件交換比率に従うか否かを問わず、本件株式交換に関してイー・アクセスの役員、取締役又は従業員等に対して支払われる又は支払われるべきあらゆる対価の金額又は性質についても、ゴールドマン・サックスはいかなる見解も表明せず、ゴールドマン・サックスの意見書は言及するものではありません。ゴールドマン・サックスは、ソフトバンク株式の将来の取引価格や、イー・アクセス又はソフトバンクの支払能力若しくは存続性又はイー・アクセス又はソフトバンクがその債務について支払期日に弁済する能力に対する本件株式交換の影響についての意見を一切述べるものではありません。

ゴールドマン・サックスの意見書は、必然的に、同意見書作成日に存在した経済環境、金融環境、市場環境その他の状況、及び当該日にゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その意見書又は財務分析を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。ゴールドマン・サックスの財務アドバイザーサービス及び意見書は、イー・アクセスの取締役会が本件株式交換を検討するにあたり、情報を提供し、支援することのみを目的としており、当該意見書は、本件株式交換その他一切の事項に関するイー・アクセス株主の議決権行使について推奨を構成するものではありません。ゴールドマン・サックスの意見書は、ゴールドマン・サックスのフェアネス・コミッティーの承認を受けています。